

はしがき

このたび、執筆開始から約1年半をかけて、『金融商品取引のトラブル相談Q&A』を発刊することができました。

本書は、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会・金融サービス部会のメンバーが協力して執筆したものです。これまで、同じ金融サービス部会では、主として個人投資家の投資被害救済に向けた、『金融商品取引被害救済の手引』（初版～六訂版）を執筆しておりましたが、これを新たにQ&Aの形にし、法律実務家だけでなく、相談員の方にも理解しやすいようできるだけ平易な表現を心がけ、最新の法改正や裁判例などを取り入れるなどして書き下ろした内容となっています。

近時、「資産所得倍増プラン」の下、投資に関心をもつ人が増えているといわれる一方、いわゆる仕組債などの複雑な金融商品や、SNS型投資詐欺等の被害に遭う人も増加しています。これらの被害予防や救済にあたっては、金融商品に関する正確な理解が必要です。

他方で金融商品取引に関しては、金融商品取引法（金商法）と金融サービス提供法（金サ法）を中心とした法体系になっていますが、金商法は毎年のように法改正がなされ、弁護士でも理解が困難な法律です。また金サ法も、近時の法改正で法律の性質が変容し、法律の名称自体が「金融サービスの提供に関する法律」から「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称されるなど、大きな転換期に差し掛かっているといえます。

特に、2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）では、金商法における説明義務の法定化や四半期報告書の廃止、金サ法における誠実公正義務（顧客等の最善の利益義務）の横断化や金融経済教育推進機構の設立など、極めて重要な法改正がなされました（なお2023年改正のうち、四半期報告書の廃止や金融経済教育にかかわる条文についてはすでに施行されましたが、それ以外の改正箇所に関しては、公布日か

はしがき

ら1年6月を超えない日を施行日とされるなど、未施行の条文があることは注意が必要です)。

本書は、これら最新の法改正も踏まえた内容となっており、ぜひ、金融商品取引トラブルの相談・救済に向けて活動されている多くみなさまに、手にとって役立てていただければ幸いです。

最後になりますが、本書の編集作業については、同じく金融サービス部会のメンバーである、桜井健夫、坂勇一郎、神野直弘、島幸明の4名で、協力して行いました。また、民事法研究会の野間紗也奈氏には、大変お世話になりました。この場を借りて深く感謝いたします。

2024年5月吉日

編集委員 桜井健夫 坂勇一郎
神野直弘 島 幸明

Q29

高齢の投資者の保護ルール

同居している父は80歳ですが、投資の経験がないのに証券会社から勧められてレバレッジ型上場投資信託（ETF）を買ったということでした。金融取引の勧誘について、高齢者を保護するルールはないのでしょうか。また、高齢者が不当な勧誘で損害を被った場合、被害救済の手續の面で配慮はされているのでしょうか。

▶▶▶ Point

- ① 金商法では、適合性の原則違反や説明義務違反の判断で、重要な考慮要素になります。
- ② 自主規制規則では、高齢者への勧誘について規定をおき、ガイドラインを設けています。
- ③ 高齢者に特有な被害救済手續はないため、各種 ADR か裁判等の手續が必要となります。

1 投資保護ルールと高齢者

高齢者に対する金融商品の勧誘に際しては、適合性の原則と説明義務が重要です。適合性の原則については Q23、説明義務については Q25に解説がありますので、ここでは高齢者事案で注目すべき点を取り上げます。

次に、被害救済手續については高齢者のための特別な制度はありませんので、解決のためには各種 ADR か裁判手續が必要となります。紛争解決手續については Q44から Q45に解説がありますので、ここでは高齢者事案について補足します。

2 適合性の原則と説明義務

(1) 高齢者と適合性の原則

判例上、適合性の原則の考慮要素は、顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的とされています。実際には、ここに具体的に列挙されている点のほかにも諸事情が考慮されており、高齢者の場合には、理解力・判断力が特に重要です。ただし、紛争解決の場面では、「説明をよく理解していた」「そんなはずはない」といった論争になりがちなため、年齢による判断力の低下の程度、疾病による理解力・判断力への影響などについて、医師の診断書や介護認定の状況などの客観的な資料で裏づけるとよいです。高齢者の判断力等を詳しく検討して適合性の原則違反を認めた裁判例として大阪高裁平成25年2月22日判決・判時2197号29頁、東京地裁平成28年6月17日判決・金商1499号46頁があり参考になります。

(2) 高齢者と説明義務違反

説明は当該顧客が理解できるように行う必要がありますので、高齢者の事案では、説明の方法や説明の程度がその商品の仕組みやリスクを理解するために十分であったかが重要になります。

顧客が理解を欠いたまま契約して損失を被るという場合には、適合性の原則と説明義務の両方に違反するという事案があります。実際、(1)であげた二つの裁判例は、適合性の原則違反と説明義務違反を両方認めています。

なお、下記4のADRの手続では、適合性の原則違反には言及せず、説明が十分ではなかったというあっせん案が提示されて解決した事例が少なくありませんので、適合性の原則違反だけでなく説明義務違反も主張すべきです。

3 日本証券業協会ガイドライン

(1) 日本証券業協会の投資勧誘規則

日本証券業協会は、高齢者に対する勧誘ルールを定めています。「協会員

の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(投資勧誘規則)5条の3では、社内規則を定めて適正な投資勧誘に努めなければならないと規定しています。これを受けて、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)」で、社内規則で定めるべき事項を具体的に解説しています。その概要は、次のとおりです。

(A) 「高齢顧客」の定義

年齢の目安として、75歳以上とし、80歳以上である場合はより慎重な勧誘による販売を行う必要があるとしました。

(B) 「勧誘留意商品」の勧誘

価格変動が大きい商品、複雑な仕組みの商品、換金性が乏しい商品を「勧誘留意商品」として、勧誘を行う場合は役席者の事前承認を得るなどの手順や条件を定めて慎重に対応することとしています。

(C) 「勧誘留意商品」に該当しない商品

価格変動が比較的小さいこと、仕組みが複雑ではないことおよび換金性が高いことなどに該当する商品は「勧誘留意商品」に該当しないとして具体例をあげています。そこには、レバレッジ型やインバース型を含むETF・ETNなども幅広く含まれています(なお、実際にはETNによって短期間に多額の損失を被った事案があったことを背景に、2021年5月18日改正で「個別に勧誘留意商品とすることも考えられます」と追加されました)。

(D) 勧誘手続

担当営業員が高齢顧客に対して勧誘留意商品の勧誘を行う場合には、役席者の事前承認を得る必要があるとしています。

(E) 勧誘を行う場所・方法

電話や外交先で恒例顧客に勧誘留意商品を勧誘する場合には、原則として勧誘の当日受注を行うことは適当ではなく、翌日以降にあらためて確認するなどとしています。

(F) 約定後の連絡

80歳以上の高齢顧客が、勧誘留意商品の勧誘後に受注した場合には、担当営業者以外の者が約定結果を連絡して確認するとしています。

(2) 小 括

(1)のとおり、投資勧誘規則は、各社の社内規則による自主的対応をうながすもので、その内容もかなり限定的なものにとどまっています。したがって、これを遵守したからといって適合性の原則違反にならないということはありませんが、逆に違反があれば適合性の原則違反を強く指摘できます。

4 紛争解決手続

金商法は損失補填を禁止しており、損害賠償の支払いは事故確認を受けるか、次の場合である必要があります（詳しくはQ27参照）。

すなわち、①確定判決、②裁判上の和解、③民事調停・17条決定、④認定投資者保護団体の手続による和解、指定紛争解決機関の手続による和解、⑤弁護士会仲裁センターの和解・仲裁判断、⑥消費者センター・国民生活センターのあっせんによる和解、⑦金融ADRによる和解、⑧弁護士の代理による1000万円以下の和解、司法書士の代理による140万円以下の和解です。

このうち、実際によく利用されるのは、裁判手続（①②。詳しくはQ44参照）、各種ADR（⑥⑦⑤。詳しくはQ45を参照）です。

かなり高齢になると、解決までに時間がかかるとか、裁判所まで行くのが困難であることなどの理由から、裁判手続は敬遠されることが少なくありません。そこで、消費生活センターで解決するのが困難な場合には、金融ADRの利用が考えられます。証券・金融商品あっせん相談センター（FIN-MAC）の場合は、四半期ごとに紛争解決の実施状況が公表されていますので、どういう事案でどういう解決がされたのか、あるいは解決に至らなかったのかの概要を把握できます。

〔執筆者紹介〕

(50音順)

※ ○：編集委員

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 荒井 哲朗 (あらい てつろう) | 弁護士 (東京)
あおい法律事務所 |
| 石塚 陽子 (いしづか ようこ) | 弁護士 (神奈川)
石塚・小平法律事務所 |
| 石戸谷 豊 (いしとや ゆたか) | 弁護士 (神奈川)
港共同法律事務所 |
| 今井 孝直 (いまい たかなお) | 弁護士 (大阪)
今井孝直法律事務所 |
| 大植 伸 (おおうえ のぶる) | 弁護士 (広島)
大植法律事務所 |
| 大迫恵美子 (おおさこ えみこ) | 弁護士 (東京)
荻窪法律事務所 |
| 加藤進一郎 (かとう しんいちろう) | 弁護士 (京都)
木内総合法律事務所 |
| 加藤 博子 (かとう ひろこ) | 弁護士 (愛知)
あかり総合法律事務所 |
| 金木 千恵 (かねき ちえ) | 弁護士 (第一東京)
九段法律事務所 |
| 桑原進之輔 (くわはら しんのすけ) | 弁護士 (秋田)
田中法律事務所 |
| ○神野 直弘 (こうの なおひろ) | 弁護士 (埼玉)
こうの市民法律事務所 |
| 向來 俊彦 (こうらい としひこ) | 弁護士 (大阪)
アンカー北浜法律事務所 |

- 坂 勇一郎 (さか ゆういちろう) 弁護士 (第二東京)
東京合同法律事務所
- 桜井 健夫 (さくらい たけお) 弁護士 (第二東京)
桜井法律事務所
- 島 幸明 (しま ゆきあき) 弁護士 (東京)
西銀座法律事務所
- 永長寿美子 (ながおさ すみこ) 弁護士 (福岡)
永長法律事務所
- 中出 健作 (なかで けんさく) 弁護士 (金沢)
山崎法律事務所
- 中根 祐介 (なかね ゆうすけ) 弁護士 (愛知)
ささゆり法律事務所
- 平田 元秀 (ひらた もとひで) 弁護士 (兵庫)
ひめじ市民法律事務所
- 平野 憲子 (ひらの のりこ) 弁護士 (愛知)
あかり総合法律事務所
- 藤崎 千依 (ふじさき ちえ) 弁護士 (大分)
大分フラワー法律事務所
- 安田 孝弘 (やすだ たかひろ) 弁護士 (兵庫)
はりま法律事務所
- 山崎 敏彦 (やまさき としひこ) 弁護士 (大阪)
山崎敏彦法律事務所
- 吉岡 康博 (よしおか やすひろ) 弁護士 (大阪)
なにわ総合法律事務所

〈トラブル相談シリーズ〉
金融商品取引のトラブル相談 Q & A

2024年7月11日 第1刷発行

編者 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会
金融サービス部会

発行 株式会社民事法研究会

印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒151-0073 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL03(5798)7257 FAX03(5798)7258

〔編集〕 TEL03(5798)7277 FAX03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえいたします。ISBN978-4-86556-626-0